

茅ヶ崎市自転車駐車場ご利用約款

公益社団法人 茅ヶ崎市シルバー人材センター（以下「当センター」という。）が指定管理する茅ヶ崎市自転車駐車場（以下「当該駐車場」という。）は、次の規定に従ってご利用いただけます。

1 指定管理施設の名称及び所在地

新栄町第一自転車駐車場（茅ヶ崎市新栄町13番45号）

新栄町第二自転車駐車場（茅ヶ崎市新栄町13番45号）

新栄町第三自転車駐車場（茅ヶ崎市新栄町12番12号）

ツインウェイヴ北自転車駐車場（茅ヶ崎市新栄町3番34号）

ツインウェイヴ南自転車駐車場（茅ヶ崎市共恵一丁目9番15号）

幸町自転車駐車場（茅ヶ崎市幸町21番7号）

幸町第二自転車駐車場共恵自転車駐車場（茅ヶ崎市幸町3番24号）

共恵自転車駐車場（茅ヶ崎市共恵一丁目2番13号）

本宿町自転車駐車場（茅ヶ崎市本宿町11番59号）

2 駐車スペースの提供

当該駐車場は、所定の利用料金をあらかじめお支払いいただき、短時間駐車のための場所を提供するもので、自転車、原動機付自転車（二輪車両及び三輪車両）、その他の三輪車両（6の表註1参照）及び普通自動二輪車（以下「車両」という。）を預かり保管するものではありません。また、場内は車両の駐車以外の用途には使用できません。

3 免責

当センターは、当該施設の利用者が、天災地変、暴動、火災、電力事情の変動その他の不可抗力に起因して被った損害について一切責任を負いません。

当センターは、次の各号に該当する事由について、当センターの責めに帰すべき事由を除き一切責任を負いません。

- (1) 当該駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失、汚損、破損、故障その他の不具合
- (2) 当該施設の利用者が当該駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為、又は当該駐車場内に存在する車両又はその他付属装着物に起因して被った損害
- (3) 当該施設の利用者が、その他駐車場内で発生した事故に起因して被った損害

4 休場日

当該駐車場の休場日は、1月1日から1月3日までです。

また、当センターは特に必要があると認めるときは、茅ヶ崎市長の承認を受けて、臨時に休場日に開場し、又は臨時に休場日以外の日に開場しないことができます。

5 供用時間

当該駐車場の供用時間は、午前6時から午後10時までです。ただし、ツインウェイヴ南自転車駐車場は、午前7時から午後10時までです。

また、当センターは特に必要があると認めるときは、茅ヶ崎市長の承認を受けて、臨時

に供用時間を変更する場合があります。

6 駐車することができる車両

当該駐車場に駐車することができる車両及び駐車場は、次のとおりです。

区 分	規 格	適用駐車場
自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車	1に記載の9施設
原動機付自転車 （二輪又は三輪）	道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及びこれに準ずるものとして茅ヶ崎市自転車駐車場条例施行規則で定める車両（註1）	ツインウェイヴ北自転車駐車場・幸町自転車駐車場・本宿町自転車駐車場
上記（註1）の車両 （以下「ミニカー」という。）	総排気量が0.02リットルを超え0.05リットル以下又は定格出力が0.25キロワットを超え0.6キロワット以下の原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する三輪の車両のうち、車室を備えるもの又は輪距が0.5メートルを超えるもの	ツインウェイヴ北自転車駐車場・本宿町自転車駐車場
普通自動二輪車	道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に規定する普通自動二輪車のうち、側車付きのもの及び総排気量が0.125リットルを超えるものを除いたもの	ツインウェイヴ北自転車駐車場・本宿町自転車駐車場

7 駐車料金

当該駐車場を利用する場合は、次の利用料金を前納し、車両を駐車してください。ただし、当センターが認めた場合は、この限りではありません。

一時利用の利用料金

車両の種類	単 位	金 額
自転車	1台1回	100円
原動機付自転車 ミニカー 普通自動二輪車		200円

*上記の表の単位又は入場した日を超えて駐車した場合は、利用料金を追加徴収します。

定期利用の利用料金

車両の種類	単 位	一 般	学 生
自転車	1台1月	1,570円	1,250円
原動機付自転車 ミニカー 普通自動二輪車		2,610円	

*上記の表の単位又は期間を超えて駐車した場合は、利用料金を追加徴収します。
 定期利用の利用料金（月の初日から利用できない場合）

車両の種類		単位	使用することができる日数		
			21日以上	11日以上21日未満	11日未満
自転車	一般	1台 1月	1,570円	1,040円	520円
	学生		1,250円	830円	410円
原動機付自転車 ミニカー 普通自動二輪車			2,610円	1,780円	890円

*上記の表の単位又は期間を超えて駐車した場合は、利用料金を追加徴収します。

8 当該駐車場における利用者の遵守事項

- (1) 利用者は入場及び出場の際、一時駐車券又は定期駐車券を係員に提示してください。
- (2) 利用者は係員が指定した位置に自ら駐車してください。
- (3) 車両には必ず鍵をかけてください。
- (4) 飲酒及び薬物使用状態での利用はできません。
- (5) 場内の走行はできません。車両から降りて移動してください。
- (6) むやみに警告鈴等を鳴らさないでください。
- (7) 他の車両の駐車を妨げるような行為及び駐車はしないでください。
- (8) 駐車場の施設及び附属設備並びに駐車中の車両を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないでください。
- (9) 危険物及び不潔物を場内に持ち込まないでください。
- (10) 場内での喫煙及び火の使用はできません。
- (11) 場内でのゴミの放置及び不衛生な行為はしないでください。
- (12) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- (13) 当センター関係者以外の方は、当該駐車場内における車両の駐車に関係のない施設及びスペースへの立ち入りはできません。
- (14) 車両のカゴ及び荷台等に私物を放置しないでください。当センターが不審物と見なした場合は、茅ヶ崎警察署に通報の上、移動し又は撤去する場合があります。その際、当該物件に係る汚損、破損、故障その他の不具合が生じても、当センターは一切責任を負いません。
- (15) 場内の注意看板、掲示物、一時駐車券及び定期駐車券に記載されている内容を遵守してください。
- (16) その他、利用者は係員の指示に従ってください。

9 入場の制限等

次の各号のいずれかに該当する場合は、当センターは駐車を拒み、又は出場していただくよう指示することができます。

- (1) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品その他危険物を積載していると認められると

き。

(2) 駐車場の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

10 利用者の賠償責任

当該駐車場の利用者が本約款の規定や当該駐車場内に掲示された掲示物の記載内容に違反した場合又は故意もしくは過失により当該駐車場の設備・機器等を破損した場合は、それにより当センターが被った被害（その結果、当該駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより逸失した営業上の利益を含みます。）を賠償していただきます。

11 支障車両の移動

当センターは、利用者の車両の入出場及び駐車又は場内通路の歩行等の支障になると判断した駐車車両については、支障にならない場所へ移動します。なお、移動に伴い当該駐車車両に汚損、破損、故障その他の不具合が生じた場合にあっては、当センターはそれらについて一切責任を負いません。

12 放置車両の取扱等

当該駐車場利用者が、事前に係員への申し出ることなく、車両を1月を超えて駐車している場合は、当該車両に移動のお願いの掲示をし、さらに2月を超えて移動がない場合は、駐車場所から移動した後、処分します。

13 その他

この約款に記載のない事項については、茅ヶ崎市自転車駐車場条例及び茅ヶ崎市自転車駐車場条例施行規則の規定に則ることとします。

茅ヶ崎市自転車駐車場指定管理者

公益社団法人 茅ヶ崎市シルバー人材センター